

◆寄附金税額控除

前年中に、対象となる団体に対して寄附をしたときは、次の額が控除されます

対象団体	【控除額D】	控除対象限度額
・佐賀県共同募金会 ・日本赤十字社佐賀県支部 ・伊万里市（佐賀県）が 条例で定める団体	【基本控除額A】 (寄附金額 - 2,000円) × 10%	寄附金総額の うち、総所得 金額の30% が対象限度額 ※複数寄附が あった場合は 合算した金額
地方公共団体 (ふるさと納税)	【特例控除額B】（基本控除額Aに加えて） (寄附金額 - 2,000円) × 下記【割合C】	
	部は、調整控除後の所得割の2割が限度です	

課税総所得金額 - ※人的控除差調整額	【割合C】
0円 ~ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ~ 3,300,000円	79.790%
3,300,001円 ~ 6,950,000円	69.580%
6,950,001円 ~ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ~ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.160%
40,000,001円 ~	44.055%

※ 人的控除差調整額 = 所得税と市・県民税の人的控除の差の合計額（下表のとおり）

控除の種類		金額		
		①	②	③
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の所得 48万超50万未満	5万円	4万円	2万円
	配偶者の所得 50万以上55万未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般	5万円		
	特定	18万円		
	老人	10万円		
	同居老親等	13万円		
障害者控除	普通	1万円		
	特別	10万円		
	同居特別	22万円		
寡婦控除		1万円		
ひとり親控除	父	1万円		
	母	5万円		
勤労学生控除		1万円		
基礎控除		5万円		

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について

都道府県や市区町村に対し寄附（ふるさと納税）を行った場合、ふるさと納税を行った自治体に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる制度です <※平成27年4月1日以降>

◎ワンストップ特例制度の対象となる人

所得が給与所得のみで勤務先で年末調整を行う人など、確定申告および市・県民税申告の必要が無く、ふるさと納税を行う自治体が5団体までの人

◎ワンストップ特例制度の注意事項

ワンストップ特例の申請を行った人で、ふるさと納税を行う自治体が5団体を超える人、医療費控除の追加等で確定申告や市・県民税申告を行う人については、ワンストップ特例申請が無効となりますので、併せて、寄附金控除追加の申告も必要となります

申告特例控除額（ワンストップ特例）の計算

【控除額 D】 = 【基本控除額 A】 + 【特例控除額 B】 に
 【申告特例控除額 F】 = 【特例控除額 B】 × 下記【割合 E】 が加算されます

課税総所得金額 - ※人的控除差調整額	【割合 E】
0 円 ~ 1,950,000 円	5.1050 ÷ 84.895
1,950,001 円 ~ 3,300,000 円	10.210 ÷ 79.790
3,300,001 円 ~ 6,950,000 円	20.420 ÷ 69.580
6,950,001 円 ~ 9,000,000 円	23.483 ÷ 66.517
9,000,001 円 ~	33.693 ÷ 56.307

《計算例》 伊万里太郎さんが伊万里市役所（地方公共団体）に35,000円を寄附
 ・夫婦二人、配偶者控除、社会保険料控除あり、太郎さんの給与年収約600万円、
 【割合 C】 = 79.790% の場合

太郎さん	所得割	均等割	小計	合計	所得割額
市民税	1 <u>180,000</u> 円	3,500 円	183,500 円	<u>305,500</u> 円	300,000円
県民税	2 <u>120,000</u> 円	2,000 円	122,000 円		

$$\{(35,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\%\} + \{(35,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{【割合 C】}\}$$

$$\underline{33,000\text{円} \times 10\% \dots \text{【A】}} + \underline{33,000\text{円} \times 79.790\% \dots \text{【B】}}$$

$$3,300\text{円} + 26,331\text{円} = 29,631\text{円} \dots \text{【D】} \quad \text{※ } \square \text{部は所得割}(1+2=30\text{万})\text{の2割が限度}$$

$$\text{市民税控除額 } 29,631 \text{ 円} \times 5\text{分の}3 = 17,779 \text{ 円} \quad \underline{(17,800)}$$

$$\text{県民税控除額 } 29,631 \text{ 円} \times 5\text{分の}2 = 11,853 \text{ 円} \quad \underline{(11,900)}$$

寄附金税額控除後	所得割	均等割	小計	合計
	市民税	<u>162,200</u> 円	3,500 円	165,700 円
県民税	<u>108,100</u> 円	2,000 円	110,100 円	

★ワンストップ特例制度を利用した場合、さらに申告特例控除額が追加されます

$$\frac{\{(35,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times \text{【割合C】}\}}{33,000\text{円}} \times 79.790\% \times \frac{10.210}{79.790\%} = 3,370\text{円} \dots \text{【F】}$$

$$3,300\text{円} + 26,331\text{円} + 3,370\text{円} = 33,001\text{円} \dots \text{【A】} + \text{【B】} + \text{【F】} (= \text{【D】} + \text{【F】})$$

$$\text{市民税控除額 } 33,001 \text{ 円} \times 5\text{分の}3 = 19,801 \text{ 円 } \underline{\underline{(19,900)}}$$

$$\text{県民税控除額 } 33,001 \text{ 円} \times 5\text{分の}2 = 13,201 \text{ 円 } \underline{\underline{(13,300)}}$$

寄附金税額控除後 ※ワンストップ特例追加	所得割		均等割		小計	合計
	市民税	<u>160.100</u> 円	3,500 円	163,600 円	<u>272,300</u> 円	
県民税	<u>106.700</u> 円	2,000 円	108,700 円			

◆チケットの払い戻しを受けない場合の寄附金控除

新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止、延期又は規模縮小となった文化芸術・スポーツに関するイベントについて、文部科学大臣が指定するイベントの払戻請求権を放棄した場合に、その放棄した金額（最高20万円）を寄附とみなし、寄附金税額控除を受けられる場合があります

<条件>

次のすべての要件を満たすイベントのうち、文部科学大臣が指定したものをいう

- 1 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったもの
- 2 不特定かつ多数を対象とするものであること
- 3 日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- 4 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止、延期又はその規模の縮小となったものであること
- 5 文化芸術又はスポーツに関するものであること
- 6 中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払い戻しを行う規約等があるものであること

税目	控除種類	控除額の算定式
所得税	所得控除	「その年中に支出した寄附金の合計額（※）」 - 2,000円 ※総所得金額等の40%が限度
	税額控除	（「その年中に支出した寄附金の合計額（※）」 - 2,000円） × 40% ※総所得金額等の40%が限度
市・県民税	税額控除	（「その年中に支出した寄附金の合計額」か 「総所得金額等の30%」いずれか少ない方の額 - 2,000円） × 10%

◆所得税では「所得控除」又は「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます

主催者から交付を受けた「指定行事証明書」「払戻請求権放棄証明書」を申告の際に提出してください

対象となる行事につきましては、文化庁・スポーツ庁のホームページによりご確認ください

<文化庁ホームページ>

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/covid19_info/donate.html

<スポーツ庁ホームページ>

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00002.html